地区薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会 会 長 永 田 泰 造

令和2年度「自殺予防週間」に対する啓発活動等の推進について(協力依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて今般、別紙(日薬業発第237号 令和2年8月7日)のとおり、日本薬剤師会を通じて、厚生労働省大臣官房(自殺対策担当)より、令和2年度「自殺予防週間」(9月10日~16日)の啓発活動等の推進並びに広報ポスター掲示の協力依頼がありました。

貴会におかれましては、8月中から出来るだけ多くの都民の方々に見ていただけるよう、厚生労働省作成「令和2年度『自殺予防週間』ポスター(日薬ロゴ入り)」 (別添2)の積極的な掲示を会員薬局へ周知いただきますとともに、地域関係機関と連携の上、自殺予防週間の趣旨に沿った各種相談支援等の取り組みの推進にご協力賜わりますよう、お願い申し上げます。

なお、貴会には参考として同ポスター (B3サイズ) 1枚を9月5日(土)地区及び職域会長会にて配布予定ですが、貴会会員薬局において掲示いただく同ポスターにつきましては、添付ファイルあるいは日本薬剤師会ホームページより印刷の上、掲示いただきますよう、ご高配の程よろしくお願い致します。

### <参考>

○厚生労働省ページ

厚生労働省HP> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> 自殺対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html

# ○日本薬剤師会ページ

日本薬剤師会HP> お知らせ> 薬剤師のみなさまへ> 令和2年度自殺対策予防 週間ポスターについて

https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/news/gatekeeper\_A4.pdf

日薬業発第237号令和2年8月7日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会 会長 山本 信夫 (会長印省略)

# 令和2年度「自殺予防週間」に対する啓発活動等の推進について (依頼)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度「自殺予防週間」の啓発活動等の推進について、厚生労働省大 臣官房(自殺対策担当)より依頼がありましたのでお知らせいたします。

「自殺総合対策大綱」(平成29年7月25日閣議決定)においては、自殺予防週間(9月10日~16日)は、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

令和2年度は、特に長期休暇明けに10代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととされ、8月中から多くの国民に周知するべく、広報ポスターの掲示の協力依頼がございました。

貴会におかれましては、会員への周知等のほか、地域の関係機関と連携の上、自 殺予防週間の趣旨に沿った取り組みを賜りますようお願い申し上げます。

#### <別添>

- 1. 令和2年度「自殺予防週間」に対する協賛及び啓発活動等の推進について(依頼)(令和2年7月1日付け、参自発0701第1号)
- 2. 令和2年度「自殺予防週間」ポスター (日薬ロゴ入り) ※貴会には、参考として同ポスター (B3 サイズ) が10枚ずつ送付されています (7月下旬頃)。

#### <参考>

○厚生労働省ページ

厚生労働省HP〉政策について〉分野別の政策一覧〉福祉・介護〉生活保護・福祉一般〉自殺対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/seikats
uhogo/jisatsu/index.html

○日本薬剤師会ページ

日本薬剤師会 HP>お知らせ>薬剤師のみなさまへ>令和2年度自殺対策予防週間ポスターについて

https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/news/gatekeeper\_A4.pdf

参自発 0 7 0 1 第 1 号 令 和 2 年 7 月 1 日

関係団体 御中

厚生労働省大臣官房参事官(自殺対策担当) (公 印 省 略)

# 令和2年度「自殺予防週間」に対する協賛及び 啓発活動等の推進について(依頼)

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し 上げます。

さて、「自殺対策基本法」(平成 18 年法律第 85 号)第7条第2項において、9月10日から9月16日の1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。あわせて、「自殺総合対策大綱」(平成 29 年7月 25 日閣議決定)において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明けには10代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

ついては、貴団体におかれても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓 発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の 方々等に自殺予防週間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいた します。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

## 1 広報ポスターの掲示について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスター を作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。なお、前述の通り、 自殺予防週間に向けた啓発活動として、8月中から出来るだけ多くの国民の 方々に見ていただけるよう、積極的な掲示をお願いいたします。

広報ポスターは、7月下旬に順次発送いたします。

# 2 自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴団体が令和2年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により7月10日(金)までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しております。

## <登録いただく際にご留意いただきたい点>

- (1) 自殺予防週間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。(通年で実施されている取組については登録不要です。)
- (2)複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

#### (記載例)

事業名 自殺予防街頭キャンペーン

概 要 駅前でチラシやポケットティッシュを配布する。

(実施箇所:全国 47 箇所の地方■■局)

以上

#### 【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話:03-5253-1111 (内線 2839)

担当者:坪井、井上

E-mail: jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

別添 2

いつもと様子が違う

そんなとき

ちょっと気にかけてみる

声をかけてみる

その声がけが、ゲートキーパーへの 一步。



悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、 必要な支援につなげ、見守る人のこと。



# 令和2年度 **自殺予防週間 9/10@~9/16**®

こころの 健康相談統-ダイヤル

**1 0570-064-556** [9012] \*\*\* おうがないもうようで、してかな 相談力を催む・時間は とうかない おきかれ おきがれ おき おり ない おき かい おき おり かい おき おり おり こ で 異なります。

でんち しょざいち とどうふりん せいれいしていと し じっし りんこうそうだんでんち とう こうてき そうだんきかん 電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康相談電話」等の公的な相談機関につながります。

00120-279-338

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

FAXでの相談の方 **49 03-3868-3811** 

岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方

00.0120-279-226 max

がいこく ご ふく ガイダンスで専門的な対応も選べます(外国語含む)

IP電話及びLINE OUTからおかけの方

050-3655-0279 精報

えけえぬえすそうだんあんない SNS相談案内



LINE・チャットで 相談ができます。

しぇん じょうほうけんさく **支援情報検索サイト** 



電話、メール、SNSなど 様々な方法の相談窓口を 紹介しています。

ホットライン 24時間対応

よりそい









